

しんかんきょう

公益社団法人神奈川県環境保全協議会

2020. 8
第 144 号



「ひまわり畑」 Photo by Masao Maida

- 新型コロナウイルス対策と協議会運営
- 会員事業所の受賞報告（環境保全表彰（会長表彰）、湘南地域県政総合センター所長表彰）
- 会員事業所の新技術紹介（ミヤマ株「化学トラブルをその場で解決！移動分析サービス」、谷口商会株「漏酸示色監視帯（バシッドテープ）のご紹介」
- 神奈川県の取組紹介
- わがお国自慢は、山口県・周防大島町の魅力をPR

かながわ健康財団は…
職場の皆様の健康づくりの取組をサポートします。

健康教室・研修会 健康度測定会等の企画実施

こんなおすすめの企画・テーマがあります

- 1.食事・栄養・運動習慣の改善、指導
- 2.メタボリックシンドロームの対策
- 3.こころのケア・ストレス解消法
- 4.禁煙・卒煙教室
- 5.腰痛予防
- 6.足から健康を考える教室
- 7.健康経営の始め方

測定事業をご検討いただいているみなさまへ
感染症の予防対策について

かながわ健康財団では、「健康・体力測定事業」の実施に際して新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、健康度測定を受けてくださる方の健康と安全を守る取り組みを行います。

測定事業に関するご相談等は随時お受けしておりますのでお気軽にお問い合わせください。



健康度測定（職場のイベントなどにご活用ください）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1.血管年齢測定 | 5.からだバランスチェック |
| 2.糖化度測定 | 6.ロコモ度チェック |
| 3.目の健康セルフチェック | 7.骨密度測定 |
| 4.足型・足圧測定 | 8.脚の筋力・バランスチェック |

[詳しくはこちら](#)



※この他、多数測定種目をご用意しています。詳しくはQRコードから

会報 しんかんきょう も く じ

2020年 8 月 No.144

1	小幡会長あいさつ	2
	公益社団法人神奈川県環境保全協議会 会長 小幡 泰彦	
2	新型コロナ対策を踏まえた事業推進の推進について	3
3	第 8 回定時総会の開催について	
	(1) 書面決議の状況	4
	(2) 2019年度収支決算報告について	5
	(3) 改選後の役員一覧	6
4	2020年度の事業推進について	7
5	2020年度会員事業所の各種表彰の受賞報告について	
	(1) 環境保全表彰（会長表彰）	8
	(2) 令和 2 年度湘南地域県政センター所長表彰	11
6	新技術紹介	
	41 ミヤマ株式会社	12
	42 谷口商会株式会社	14
7	法令・行政動向	
	(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正について	16
	神奈川県環境農政局環境部大気水質課	
	(2) かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラムの推進について	18
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	
	(3) 神奈川県における2050年脱炭素社会の実現に向けた取組について	20
	神奈川県環境農政局環境部環境計画課	
8	事務局からのお知らせ	22
9	わがお国自慢 ～山口県・周防大島町～	23
10	事務局だより	24

小幡会長あいさつ



公益社団法人 神奈川県環境保全協議会
会長 小幡 泰彦

(日産自動車株式会社 理事)
追浜工場 工場長

日頃より、会員企業の皆様や神奈川県をはじめとする関係行政機関の皆様におかれましては、私どもの協議会運営に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

私どもの協議会は昭和53年の設立で、これまで、40年間もの長きにわたる活動実績を持ち、時代とともに変化する環境課題の解決に向けて、「会員の皆様への技術情報の提供」や「神奈川県などの行政機関の施策推進への協力」など、公益法人としての役割を果たすべく事業に取り組んでおります。

さて、昨今、「新型コロナウイルス感染」が広く世界に蔓延し、様々な国で、感染防止対策に取り組んでいるところですが、こうした対策による社会経済活動への影響も懸念されるところです。

我が国では、「緊急事態宣言」により、全国規模で対策が進められてきたところですが、5月末までには全て宣言は解除され、今後は「新しい生活様式への移行」を基本に据えた取組が求められています。

一般の感染防止対策への取組みの中、皆様の事業所におかれましても企業活動の制約など、様々な影響が出ているケースもあると推察するところです。

私どもの協議会においても、2月以降、感染・拡大防止対策を進める中で、研修会事業の延期、会議の開催方法の見直しなど、計画的な事業推進に影響が出ています。

最近、「新型コロナウイルス対策」が新たなステージでの対策に位置づけられた状況もありますので、協議会事業につきましても、感染防止・拡大防止対策を適切に講じた開催を前提に、延期した研修会事業も含めて今年度事業も着実に進めていきたいと考えています。

私どもの協議会は、会員企業連携の下、様々な環境情報を共有することで環境保全活動の向上に資することを目的として活動しています。

今後も環境保全アドバイザーの方々のご協力をいただき、また、関係行政機関の皆様からのご指導をいただきつつ活動を進めてまいりたい所存です。

近年、地球規模の環境問題など、複雑化、多様化している課題に対処するため、国は法整備を進め、自治体においても様々な施策に取り組んでいます。

こうした中で、私たち企業に求められる役割も大きなものとなっていると感じています。

公益目的事業の円滑な推進に向けて、引き続き、関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス対策を踏まえた協議会事業の推進について

協議会事務局

2019年度の協議会事業は、「新型コロナウイルス対策」のため、一部事業において、開催延期や中止の措置を採らせていただきました。また、2020年度事業においても「緊急事態宣言」を受けた対応が求められ、最近では、「新しい生活様式への移行」が求められるなど、引き続き、事業推進が困難な状況に至っています。こうした事由から、今後の協議会事業推進の考え方について、この紙面を用いて説明をさせていただくことにしました。

1 事業計画の変更や実施方法を見直した事業

(1) 2019年度事業関係

研修会関係事業（開催延期）

女性担当者のための環境保全研修会（2月開催分）

後期環境保全研修会（3月開催分）

経営層セミナー（3月開催分）

延期した研修会は、新年度の研修計画の進捗状況を踏まえて、開催時期や内容について検討していきます。

会議関係（開催方法の変更や中止措置）

理事会（3月開催分）

2020年度の事業計画と予算、総会上程議案などの審議を書面により行いました。

総務委員会及び企画教育委員会（3月開催分）

3月開催理事会審議事項について協議する予定でしたが、理事会審議に代えることとして中止しました。

(2) 2020年度事業関係

理事会（5月22日開催予定）

総会上程議案等の審議を書面により行いました。

第8回定時総会（5月22日開催予定）

「2019年度事業報告」、「2019年度収支決算報告及び会計監査報告」及び「任期満了に伴う役員を選任」の3議案について、書面による決議方法とさせていただきました。

2 今後の事業展開について

「新型コロナウイルス対策に係る緊急事態宣言」解除以降も引き続き「第2波・第3波への警戒」と「新しい生活様式への移行」が求められていることから、今後もこうした趣旨に沿った対応を基本に事業展開をしていきます。

特に、研修会事業は、多くの参集者の下での開催となりますので、

「感染拡大の状況などを踏まえて開催時期を決定する」こと、また、

「研修会場における「徹底した感染防止対策」を講じて開催する」ことにしました。

また、研修会事業の役割が、様々な技術情報提供の場でもあることから、こうした役割を発揮できる効果的・効率的な情報提供方法についても検討していくことにしています。

なお、当面の研修会予定を7ページに記載しましたのでご覧ください。

第8回定時総会の開催について

書面決議の状況

定時総会は、今年度は、第8回定時総会として、2020年5月22日（金）に、例年の開催場所である「県民共済みなとみらいホール」で開催するよう進めていたところですが、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発出されている状況等を踏まえ、「書面決議」による方法という昨今の緊急事態に対処するための例外的な取り扱いとさせていただきます。

ここでは、第8回定時総会上程議案と書面決議の状況について報告させていただきます。

1 第1号議案 2019年度事業報告について

新型コロナウイルス対策のため、2020年2月以降、開催延期・中止の措置とさせていただいた事業があります。開催延期したものは、「女性担当者のための環境保全研修会」、「環境保全研修会」及び「経営層セミナー」の3つの研修会で、この時期の開催を見合わせて、後日、適切な時期に開催することにしました。

また、会議関係では、理事会及び委員会関係は、書面による決議方法を採用したほか、委員会開催中止といたしました。

なお、新型コロナウイルス感染問題発生以前の事業については、年間事業計画どおりに進めることができます。

事業報告については、協議会ホームページの「協議会紹介」に掲載していますので、ご参照ください。

<書面決議の状況>

議決権数260（総正会員数260）のうち、賛成192（73.8%）により、第1号議案は、可決、承認となりました。

2 第2号議案 2019年度収支決算報告及び会計監査報告について

研修会事業の一部開催延期に伴う収入減もあり、2019年度収支決算は結果として、5ページに記載のとおり赤字決算となりました。

4月6日（月）には、川上監事及び根本監事による監査を受け、適切に処理されている旨を確認いただきました。

<書面議決の状況>

議決権数260（総正会員数260）のうち、賛成192（73.8%）により、第2号議案も、可決、承認となりました。

3 第3号議案 任期満了に伴う役員の選任について

役員任期は第8回定時総会までの2年間となっており、改選時期であるため、理事25名、監事2名の役員の選任について提案を行いました。

<書面議決の状況>

議決権数260（総正会員数260）のうち、賛成192（73.8%）により、第3号議案は可決、承認となりました。

なお、3号議案承認をいただきましたので、その後、会長、副会長及び常務理事の選定について、書面による臨時理事会により、小幡会長、鈴木副会長及び塩谷常務理事と決定しました。

6ページに、この臨時理事会の結果を反映した名簿を掲載していますので、ご参照ください。

2019年度 収支決算報告について

2019年4月1日から2020年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	9,525,000	9,705,000	180,000
正会員受取会費収入	9,190,000	9,390,000	200,000
賛助会員受取会費収入	335,000	315,000	20,000
事業収益	3,549,580	6,145,030	2,595,450
環境保全講習会事業収入	3,111,500	4,136,500	1,025,000
表示板等頒布事業収入	148,080	1,728,530	1,580,450
広告料収入	290,000	280,000	10,000
受取補助金等	0	0	0
受取県事業受託収入	0	0	0
受取負担金	288,000	294,000	6,000
負担金収入	288,000	294,000	6,000
雑収益	17,521	18,031	510
受取利息	1,321	1,446	125
雑収入	16,200	16,585	385
経常収益計	13,380,101	16,162,061	△ 2,781,960
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,741,000	2,741,000	0
給料手当	4,680,886	4,663,294	17,592
退職給付費用	360,000	360,000	0
法定福利費	2,750,911	2,767,416	16,505
福利厚生費	108,502	123,765	15,263
旅費交通費	165,646	210,071	44,425
通信運搬費	405,253	396,335	8,918
会議費	503,900	552,216	48,316
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	218,784	417,358	198,574
印刷製本費	592,136	3,037,971	2,445,835
光熱水料費	30,221	33,546	3,325
賃借料	304,365	245,073	59,292
諸謝金	874,112	927,592	53,480
租税公課	1,700	1,700	0
支払負担金	19,216	19,216	0
雑費	12,725	11,090	1,635
事業費計	13,769,357	16,507,643	△ 2,738,286
経常費用計	13,769,357	16,507,643	△ 2,738,286
評価損益等調整前当期経常増減額	389,256	345,582	43,674
当期経常増減額	389,256	345,582	43,674
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
その他経常外収益			0
退職給付引当金取崩額	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前期当期一般正味財産増減額	389,256	345,582	43,674
当期一般正味財産増減額	389,256	345,582	43,674
一般正味財産期首残高	1,959,631	2,305,213	345,582
一般正味財産期末残高	1,570,375	1,959,631	389,256
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,570,375	1,959,631	389,256

改選後の役員一覧

(公社)神奈川県環境保全協議会役員名簿 (2020～2021年度)

役職名	所 属	氏 名
代表理事会長	日産自動車(株)追浜工場	小幡 泰彦
代表理事副会長	富士フィルム(株)材料生産本部	鈴木 直明
常務理事	(公社)神奈川県環境保全協議会	塩谷 映雄
理 事	(株)オカムラ生産本部追浜事業所	菱沼 博幸
理 事	三菱電機(株)鎌倉製作所	奥井 秀明
理 事	中外製薬(株)鎌倉事業所	岸 靖浩
理 事	アマノ(株)相模原事業所	菊地原秀光
理 事	アンリツ(株)	高杉 和宏
理 事	ソニー(株)厚木テクノロジーセンター	加賀谷 努
理 事	芝浦機械(株)相模工場	渡邊 浩司
理 事	トピー工業(株)綾瀬製造所	村田 啓
理 事	(株)ニコン相模原製作所	黒田 俊晴
理 事	日立オートモティブシステムズ(株)厚木工場	金川 博俊
理 事	いすゞ自動車(株)藤沢工場	森 淳美
理 事	市光工業(株)ライティング事業本部伊勢原製造所	小島 利春
理 事	関西ペイント(株)平塚事業所	佐藤 裕稔
理 事	田中貴金属工業(株)化学回収カンパニー湘南工場	松田 輝雄
理 事	JX金属(株)倉見工場	稲田 秀樹
理 事	日産車体(株)	鎌田 秀行
理 事	(株)日立製作所ITプロダクツ統括本部	高橋 毅
理 事	三菱ケミカル(株)平塚工場	水田 忍
理 事	花王(株)小田原事業場	山崎 健二
理 事	(株)クボタケミックス小田原工場	南場 徹也
理 事	三菱ケミカルハイテクニカ(株)小田原テクノセンター	川 裕司
理 事	富士ゼロックス(株)竹松事業所	江口 敦彦
監 事	(株)さんこうどう	川上 彰久
監 事	(株)旭商会	根本 敏子

総会議決後に臨時理事会で決定した内容を反映しています。

2020年度の事業推進について

今後の事業展開は、3ページの「2 今後事業展開について」で示していますが、これを受けて、2020年度上半期（9月）までは、当面、次により事業に取り組んでまいります。

1 研修会事業への取組

研修会は、「緊急性」や「重要度」を考慮した開催とし、可能な限りの感染予防対策を講ずることを前提に開催します。

(1) 「緊急性」又は「重要度」の高い研修会

環境保全担当者新任研修会（2020年度事業）

新任者への研修要望が高いことから2020年9月開催で準備を進めます。

環境保全研修会（後期分）（2019年度事業の延期分）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例が3月に改正され、2020年10月に施行となることから、適時の提供情報を行うため、2020年9月開催で準備を進めます。

(2) 研修会開催時における感染予防対策

募集定員は、会場収容人員の1/2以下とすることで、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。また、講義中は室内換気に留意します。

研修会受付時には体温測定を行うとともに体調不良の有無について確認を行います。この結果、異常が認められた場合には受講をお断りします。なお、受講生には、事前の体温測定を要請して、発熱のある方や体調不良の方には参加を見合わせていただくよう事前案内で要請します。

受講者にはマスク着用と手指消毒について徹底をします。

運営側も に準じた取り扱いを徹底します。

なお、ISO内部監査員養成研修会（2020年度事業）については、開催要望が多く、緊急性、重要度ともに高いと判断して、感染予防対策を徹底した上で、既に7月16日及び17日に開催したところです。

2 その他の事業への取組

(1) 上記以外の研修会事業

次の観点で開催の是非や開催内容について検討し、実施時期や内容を判断していきます。

新型コロナウイルス対策の進捗状況の推移

会員事業所における新型コロナウイルス対策の取組状況

今年度研修事業の進捗状況

なお、いずれの場合であっても会場における十分な感染予防対策を講ずることを前提に開催することとします。

(2) 研修会事業以外の事業

会議は書面決議による方法を併用した開催を検討してまいります。

2020年度会員事業所の各種表彰の受賞報告について

協議会事務局

協議会では、優良事業所の会長表彰を執り行うほか、会員事業所を行政機関が主催する表彰に推薦するなど、優れた会員事業所を発掘し、その功績や取組の水平展開により、皆様の業務推進に役立てていただくこととしています。

今回は、「環境保全表彰（会長表彰）」として4団体1個人、「令和2年度湘南地域県政総合センター所長表彰」として1団体が受賞しましたので報告します。

◇ 公益社団法人神奈川県環境保全協議会環境保全表彰（会長表彰） ◇

この表彰は、環境保全の進展に努め、その功績が優れていると認められる事業所や個人を当協議会会長が表彰する制度で、昭和54年の協議会発足当時から、毎年行っています。今年度は、4団体、1個人で次の方々です。

受賞者の皆様、このたびの受賞、誠におめでとうございます。

【受賞者の選考経過】

4つの地区部会（横須賀・鎌倉地区、県央地区、湘南地区及び県西地区）から、地区ごとに候補事業所を選定しました。

事務局で、候補事業所の環境保全活動などの確認を行い、その結果を受けて、の中から、理事会への推薦候補を選定しました。

推薦候補の功績調書を基に、理事会で受賞事業所・個人を決定しました。

【表彰状を授与】

受賞者された皆様には県産ヒノキで作成した表彰状を授与しました。



表 彰 状

表彰者の紹介

団体表彰の部 全4社（掲載順不同）

株式会社酒井化学研究所

会社設立は1974年で、1976年に「株式会社酒井化学研究所」に組織改変を行いました。協議会入会は2005年です。環境計量証明事業、作業環境測定機関、建築物飲料水水質検査業務など、企業の環境保全の取組推進のサポートを行っています。

社内では、有害物質を始めとする化学物質の適正管理、廃棄物の減量化に取り組んでいます。

当協議会の「大和・綾瀬分会」役員として、分会運営に携わる傍ら、「やまとの環境を良くする会」にも役員として参画するなど、地域の環境保全向上のための取組を積極的に進めています。



中央電子株式会社藤野製作所

本社は1960年に設立。1968年には藤野製作所を新設、以降、1971年、1986年には藤野製作所内に新工場を増設。協議会には1988年に入会しました。

情報通信市場向けのラック・サーバーラック、電子機器搭載用のラック・デスク及び医療機器用のカード・モニターアームなどの製造しています。

1999年にISO14001の認証を取得、社長をトップとするEMS組織により、塗装工程、板金工程などにおける自主基準の策定、水質汚濁防止対策など環境配慮に努めています。

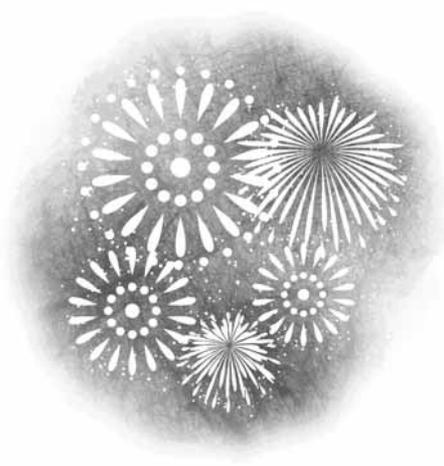


わかもと製薬株式会社相模大井工場

1929年「栄養と育児の会」を設立、その後の1943年、現在の称号「わかもと製薬株式会社」改称。協議会には1982年に入会しました。

2002年にISO14001の認証を取得、工場長の下に設置される環境管理委員会を中心に、環境方針、環境指針に基づき「遵法体制の整備」「資源の有効活用」、「廃棄物の減量化」などの活動を推進しています。

地域の環境保全団体「酒匂川水系保全協議会」の構成員として美化活動への参加、自治会主催のイベントなどへの協力を積極的に行うなど、地域貢献にも取り組んでいます。



三菱電機エンジニアリング株式会社 鎌倉事業所

1962年に菱電エンジニアリング株式会社を設立、1987年に三菱電機エンジニアリング株式会社に社名変更。協議会には2008年に入会しました。

1985年にISO14001認証を取得、三菱電機グループ環境方針に準拠した電子システム事業本部鎌倉地区（6事業所で構成）の方針の下で環境保全活動を推進。2002年度から鎌倉地区の全事業所と連携して、構外清掃活動、海岸清掃活動を行っています。

2008年から環境適合設計推進活動を展開しており、これまでに10件の環境適合設計に取り組み、製品使用時の省エネ34%削減、小型軽量化により27,600kgの廃棄物の削減に繋がっています。



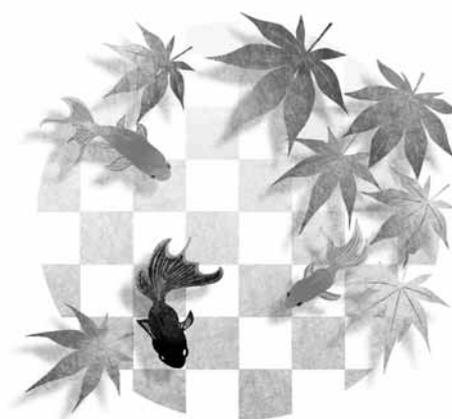
個人表彰の部 1名

小島 利春 氏（公益社団法人神奈川県環境保全協議会理事）

2010年から市光工業株式会社の総務人事業務に携わり、以降、環境保全、安全衛生、渉外業務などに従事、同社の労働安全衛生、環境業務推進の中心的な役割を担っています。

また、同時期に、協議会理事に就任、以降、広報委員会副委員長として、会報誌しんかんきょうの編纂やホームページ充実検討に尽力、湘南地区部会の活動にも積極的に加わり、協議会事業の円滑推進に貢献してきました。

地域貢献では、伊勢原市及び伊勢原商工会議所のイベントにも参加・協力するなど、行政機関等との連携した取組にも貢献しています。



◇ 令和2年度湘南地域県政総合センター所長表彰 ◇

このたび、当協議会から推薦した「NOK株式会社 藤沢事業場（湘南開発センター）」が、令和2年度湘南地域県政総合センター所長表彰（正式名称：「令和2年度神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者湘南地域県政総合センター所長表彰」）を受賞されました。このたびの受賞、誠にありがとうございます。

【この表彰制度について】

この表彰は、湘南地域県政総合センター所管区域内において活動等を行っている事業所の中から、「多年、公害防止に関する活動に従事し、大気環境の保全、水・土壌環境の保全に顕著な功績をあげたもの」を表彰するものです。

受賞事業所は、原則、10年以上の活動実績を持つこと、また、過去10年間、公害関係法令等に基づく改善命令を受けたことがないことも求められています。

【当協議会からの推薦理由について】

1939年に会社を設立、その後の2005年4月に藤沢事業場（湘南開発センター）を建設しています。当協議会への入会は、1978年の協議会発足当時からです。

社長をトップに、全事業場長参加による中央環境保全委員会を定期的で開催して、この委員会で全社的な取組の進行管理が行われています。

規制基準適合のため、「法令基準よりも厳しい自主基準値」を設定して、管理グラフなどを用いて排出状況の管理を徹底しています。

教育面では、環境業務従事者の力量UP及び維持のため、外部講習・セミナー受講を積極的に推進しています。また、内部教育では、環境事務局が管理職への教育を毎年実施し、受講した管理職から課員への教育が徹底して行われています。

また、地域活動では、江の島海岸清掃と事業場周辺の清掃活動を定期的に行っています。

長期ビジョンに基づいた環境負荷低減活動、自社製品による顧客への環境負荷低減技術提供により、自社および社会のSDGs達成を推進しています。



【湘南地域県政総合センターの評価（功績の概要）】

同社の環境保全活動について、表彰を主催する湘南地域県政総合センターから、次のような評価をいただいています。

事業場長を環境マネジメントシステム推進組織のトップとして、全部門参加で環境保全委員会と省エネ委員会を定期的で開催し、取り組みの進行管理を行うほか、地域の清掃活動にも定期的に参加するなど、環境活動への貢献が大きい。

今後も更なる活動の充実を期待しています。

化学トラブルをその場で解決！ 移動分析サービス

概要

ミヤマ株式会社は技術を通じて環境問題の無い社会の実現を目指す「総合環境企業」として、あらゆる分野でサービスをご提供しています。中でも全ての基礎となる「検査・分析」は、これまでに蓄積した数万種類の化学物質データと分析技術、ノウハウを基にお客様に正確な分析結果とそれに基づく最善の解決策をご提案しています。これを更に進化、発展させ、専門のスタッフが高度な分析環境を備えた特殊車両で現場に向かいその場で分析を行うサービスを2019年9月よりスタートしました。

不明ガスの成分や発生原因の特定等、その場で迅速な解決が必要とされる状況下での分析や、サンプルの移動が困難な大型設備、文化財等の分析が可能であり、時間経過に伴う試料の変質や汚染拡散等のリスクも無いため、より精度の高い分析を安全かつ短時間に行うことができます。また、多様な条件下でのサンプリングや経時モニタリングの実施など、実践的なデータ収集でトラブル発生時の迅速な原因究明、解決を実現します。

オンサイト・リアルタイム分析が、正確な数値の提供はもちろん、多様な環境問題に対し、より安全で環境負荷の少ない解決策をご提案します。



出動実績

漏洩事故への対応

お客様構内にて六価クロム含有廃液の漏えい事故発生との連絡を受け、現場に急行。土壌、地下水中の六価クロムの測定及び土壌中の金属分析を現場にて実施。

使用機材 吸光光度計 蛍光X線

災害発生時の環境分析

2019年発生 of 台風19号にて浸水被害を受けた小中学校へボランティア出動。洗浄作業等と併せて大気中の健康被害物質や微生物等の有無等を確認。

使用機材 GC-IMS

汚染範囲の特定

フッ酸廃液が漏洩して裸地に浸透。当該場所は数日後に使用予定があり早急な対策が必要だったため、土壌中のフッ化水素の測定と金属分析を行い汚染範囲を特定。

使用機材 吸光光度計

・現地での環境分析

大気、水質、土壌等、対象物質の性状を問わず現地での分析が可能です。また、排気処理設備を備えて有機溶剤やアスベスト等の労働安全衛生法規制物質も安全・適正に取り扱える他、クリーンな分析環境で分析試料の複雑な前処理（分離、濃縮、均質化等）も実施でき、最大でppbレベルの極微量分析が行えます。

・24時間・365日対応の緊急化学分析

事故や自然災害等、1分1秒を争う現場に急行し、有害物質の成分や発生個所、原因、拡散・漏えい範囲の調査、特定を行います。緊急の現場で特に重要となるガスや液体の判定も数分程で行え、現場に即した最適な対応策を策定し、環境被害の発生、拡大リスクを最小限に抑えます。

・不明物分析

ラベルの剥げた試薬や埋設廃棄物等、成分不明の化学物質もその場で分析、特定できるため、仕分けや処理作業を安全に行うことができ、分析結果待ちで長時間作業を中断する等の時間のロスもありません。

・サンプルの採取や移動が困難な物質も分析

非破壊での調査が求められる文化財や建物等に付着した臭気成分、大型設備や新技術等に関連する秘匿性の高い物質等、サンプルの採取や移動、事業所外への持ち出しが困難な物質であっても、その場で調査、分析を行うことが可能です。

・トラブルの原因を現場で究明、解決策をご提案

製品不良や異物の混入、現場でなければ異常の確認、対策が難しい異臭や騒音等のトラブルについて、物質や発生個所・原因の特定だけでなく、解決策のご提案を行います。専門のスタッフが現場でお客様にヒアリングしながら分析を行うため、早期の解決が可能です。

・周囲の環境から独立して分析可能

高性能バッテリーを搭載し、外環境から独立して分析や測定が行えるほか、発電機や外部電源供給装置も備え、長期間のモニタリング調査等も実施可能です。また、実験等で利用した排水は外部へ排出しない構造の為、周囲に環境影響を及ぼすこともありません。

今後の展開

エネルギーやCO₂、水資源、食料、河川や海のマイクロプラスチック、生物多様性等、今後一層の拡大が懸念される環境問題に加え、ウイルスや細菌、アレルゲン等、健康被害原因物質への対応も喫緊の社会的な課題となっています。これに伴い、ますます多様化・複雑化する分析ニーズにお応えする為、オンサイト・リアルタイム分析の特徴を最大限に活かし、高精度分析を通じた最適な解決策のご提案を行うべく、対象物質の拡大や更なる精度向上、分析時間の短縮化に努めて参ります。



総合環境企業

ミヤマ株式会社

本社 / 長野市稲里一丁目5番地3 TEL.026-285-4166 (代)
 横浜営業所 / 横浜市中区住吉町2丁目24番地2 住吉24ビル702号
 TEL.045-210-0150 FAX.045-210-0151
 E-mailアドレス/yokohama_branch@miyama.net

漏酸示色監視帯「バシッドテープ (Bas-id tape)」の御紹介

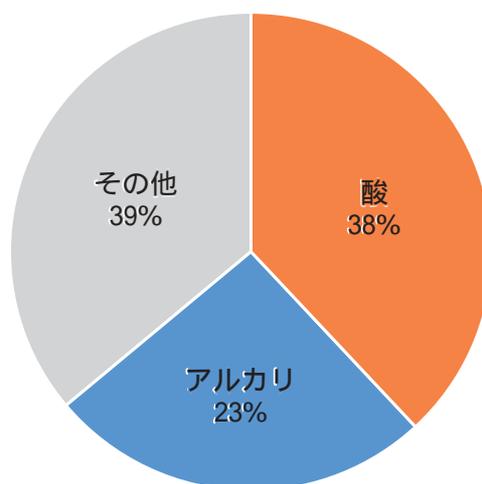
以前 本誌第140号 (2017年8月号) にて、強酸性の液体や気体の漏洩事故を防ぐための資材「アシッドテープ (AC-id tape)」を紹介させていただきましたが、その姉妹品である「バシッドテープ (Bas-id tape)」も昨年10月から本格的に製造販売に入りました。

バシッドテープは、強アルカリ性 (およそpH12以上) の気液に反応する点では アシッドテープと一対になる製品ですが、アルカリ以外の気液の検知にも利用できます。

毒劇物漏洩事故は、平成16年から27年の間に全国で1003件、年平均で84件発生しています。(これは表面にあがってきた数字ですから実際の件数はさらに多いはずです。)

工場やビルなどの配管からの有害気液の漏れは人体に危険で周辺機器を損壊しうるのみならず、地下水汚染防止の見地から定期点検などが義務づけられています (水質汚濁防止法)。

毒物・劇物の流出・漏洩事故情報 H16～H27



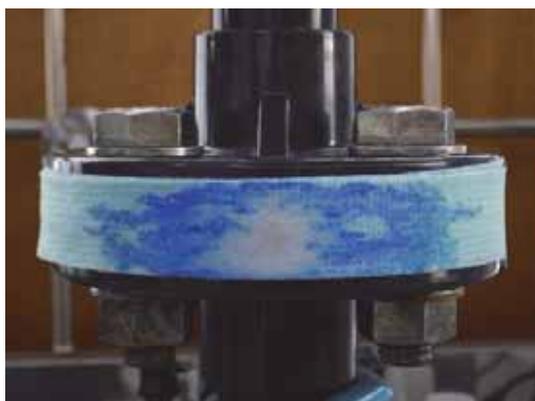
かかる漏洩事故の6割を占める酸やアルカリの漏液を予防するための技術としては、これまで「漏液による電気抵抗の変化を検知する機械」や「液に触れると変色する塗料」などが市販されていました。しかし、機械的システムは検知できる範囲が電線の長さに限定されるので広範囲を監視する場合にはコスト高になります。変色塗料は耐久性が弱く、特に屋外では数ヶ月ごとの塗り直しが必要となります。またいずれも気体の漏洩については検知効果を期待できません。

バシッドテープは、アシッドテープと同様に、幅25mmの柔軟で丈夫な帯状の布であり、配管等にあらかじめ巻きつけておきます (紫外線にも強く屋外配管にも使用できます)。

漏れた気液が少量でも触れると変色して漏洩を初期段階で知らせつつ、液体の場合はそれを吸着して初期の飛散や滴下を防ぎます。

本来の色は薄緑色ですが、変色後の色あいは漏洩した気液の種類によって異なります。

たとえば水酸化ナトリウム (苛性ソーダ) の25%溶液ならば青紫色～黒色、1%溶液なら青色、アンモニアなら群青色、ポリエチレンアミンなら紫色、過酸化水素水や硫化水素ガスなら茶色、次亜塩素酸ナトリウムなら黒色です。アシッドテープはゆっくりと呈色しますが、バシッドテープは一瞬で呈色します。



変色後 (アンモニア水)



製品とパッケージ

バシッドテープのメリットは以下のような点です (アシッドテープと同じです)。

- ・漏洩の危険の高い部位を集中的に管理できるので、対応できる範囲が広がります。
配管からの気液漏れの多くは、バルブやフランジなどの接続部位における組付不良やパッキンの劣化から生じると言われています。従って、配管接続部位からの初期漏洩を発見することができれば、漏洩事故の多くは防ぐことができます。
- ・長さ10cmあたり約1.5ccの液体を吸収し、初期漏洩のポタ落ちや噴出を防ぎます。
- ・死角になる箇所からの漏液も、巡視路に面した側にまで毛細管現象で移動させるので、発見しやすくなります。
- ・屋外、高温 (130 ° 以下) の配管でも、通常1年以上使えます。
- ・基布、色材ともに一般的に無害なものです。
- ・接着剤など使わず巻きつけるだけでどこにでもつけられるので (自己接着性)、取り外し、継ぎ足しも容易で、汚れた場所でも使いやすく、汚れなければ使い回しもできます (配管工事後のテストランなどで)。



端部を輪ゴムで仮止めして巻き付け



指で引いてちぎり



端部を押し付けて固定します

バシッドテープは、各種業界紙記事で紹介されたこともあって、すでに化学、鉄鋼、電機、食品など多様な業界の大手メーカー様に納入させていただいておりますが、やはりアシッドテープとペアで御購入頂いている例が多いようです。

バシッドテープ、アシッドテープともに1巻10m単位で販売しております。

詳細の御問合せや無料サンプルの御請求は、東京都・神奈川県の担当代理店である株式会社MIO (エムアイオー) または弊社まで御連絡下さい。

谷口商会株式会社

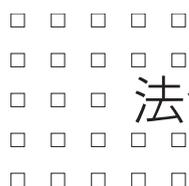
電話 086 - 296 - 5906

URL <http://www.taniguti.co.jp>

株式会社エムアイオー

電話 0428 - 74 - 9382

URL <http://www.mio-kk.co.jp>



法令・行政の動向

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正について

神奈川県環境農政局環境部大気水質課

1 はじめに

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、5年を経過するごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。このため、近年の生活環境の状況や環境関係法令の改正状況等を踏まえ、条例の見直しを行いました。その結果、大規模災害の発生等に対応するとともに、関係法令の改正を受けた改正を行う必要があることから、令和2年3月31日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年神奈川県条例第32号）を公布し、令和2年10月1日より施行することとしました。

2 改正の内容

(1) 災害を視野に入れた対応

大規模地震など近年の災害発生の状況を踏まえ、次のとおり制度の見直し等を行いました。

ア 指定事業所に係る手続きの特例措置

地震等の災害発生時には、発電機、廃棄物処理施設等の設置、また、災害により破損した設備の改修等が想定されますが、改正前の条例では、その設置や変更にあたり、事前の許可が必要となる場合があり、手続きに時間を要することが想定されました。そこで、事業活動の早期復旧に資するため、災害時にはこれらの手続きについて、特例の措置を設けることとしました。なお、特例措置は災害発生後に知事その災害を特例措置対象災害として指定することにより適用され、対象期間は6月を超えない範囲で知事が指定する日までとなります。

ア) 設置の許可及び変更の許可に係る特例措置

応急措置のため又は損傷した事業所の復旧のために必要な指定事業所に係る許可手続き（第3条又は第8条対象）について、事前の許可申請を不要とし、事後に特例の届出として手続きを行うことができるようにしました。応急措置のために必要な施設の設置等は、対象を指定作業の種類により限定するものとし、具体的には発電の作業、廃棄物の処理の作業等を災害発生後に指定します。一方、損傷した指定事業所の復旧については、指定作業の種類によらず、災害により損傷した指定施設等の復旧であれば全て対象となります。

イ) 届出に係る特例措置

指定事業所に係る変更届出など条例第10条、第11条、第12条及び第21条に規定する届出手続きについて、対象期間中に履行期限が到来するものについては、その期限を30日間延長します。

イ 有害な化学物質による環境リスク低減のための措置

災害の発生により事業所から有害な化学物質が環境中に漏洩等した場合に、環境汚染の状況を迅速に把握することは非常に重要であることから、災害時には必要に応じて県が市町村又は民間事業者と連携を図りながら環境調査を実施する旨の規定を新たに設けました。

また、条例第42条に基づき報告される化学物質の取扱量等の情報について、災害時の対応

に活用するため、平時から県内市町村の消防本部等に情報提供することができるよう、報告様式中に情報提供に係る事業者の同意に関する欄を設けました。

(2) 環境管理事業所・優良環境管理事業所制度

環境管理事業所等制度について、事業者による自主管理をより一層促進するため、次のとおり見直しを行いました。

<主な改正点>

○環境配慮推進事業所の名称変更

環境配慮推進事業所の名称を優良環境管理事業所に改めました。

○優良環境管理事業所の認定取得手続きの合理化等

改正前は、環境配慮推進事業所の登録を得るには、まず環境管理事業所の認定を得る必要があり、2つの申請手続きが必要でした。そこで、今回の改正により優良環境管理事業所については、1つの申請により認定を取得することができるよう、手続きを1本化しました。さらに、自己評価結果に係る根拠資料については、量が多く書類の作成が煩雑であったことから、添付を不要としました。また、優良環境管理事業所については、認定の有効期間を6年間に延長します。

○認定取得によるメリットの追加

環境管理事業所及び優良環境管理事業所については、一部の事項を除いて指定事業所に係る変更届出（第10条）を免除するとともに、3年に1回の報告が義務付けられている化学物質管理状況報告書（第42条の3）の報告手続きを免除することとしました。

(3) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法と連携した効果的な取組を推進するため、同法の規制対象となる土地について、条例手続を不要とするなど制度の合理化を行いました。

具体的には、特定有害物質使用事業所について、次のとおり調査等の対象から除外します。また、「特定有害物質の使用状況等の記録」等について、特定有害物質使用地が借地である場合、法調査の実施時等に法の調査義務者である土地所有者等あて、記録の写しを交付するよう義務付けました。

<除外される対象>

○廃止時の調査・報告（第59条第3項）の対象から、法規制される事業所の敷地を除外

○土地の形質変更時の届出（第60条第1項）の対象から、法規制される形質の変更、土地の掘削を伴わない形質の変更、事業所敷地内の通常管理として行う形質の変更等を除外

(4) 地下水採取規制

地下水採取に係る許可事項の変更のうち、採取予定量を減少させる変更など揚水施設の構造基準の確認を要さない変更については、許可から届出とするよう改めました。

(5) その他

都市計画法の改正により新たな用途地域として「田園住居地域」が創設されたことに伴い、これを低層住居専用地域と同等の取扱いとして追加するなど、所要の改正を行いました。

今後、改正内容に関する資料等を順次県のHPに掲載していく予定です。

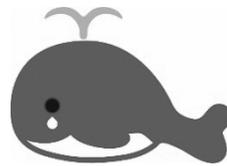
神奈川県生活環境の保全等に関する条例：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>

かながわプラごみゼロ宣言アクション プログラムの推進について

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

○ はじめに

2018年8月、鎌倉市由比ガ浜の海岸にシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、同年9月4日に「かながわプラごみゼロ宣言」(以下「プラごみゼロ宣言」という。)を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すこととしました。



かながわプラごみ ゼロ宣言

そして、2020年3月には、この目的を達成するための具体的な取組を示した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定しました。今後、県は、同プログラムの3つの柱であるワンウェイプラの削減、プラごみの再生利用の推進、クリーン活動の拡大等のそれぞれの取組を進めていきます。

1 ワンウェイプラの削減

国のレジ袋有料化の義務付けを踏まえ、これまでの取組を継続しながら、ワンウェイプラの店頭回収、プラ製容器の削減や代替素材への転換などの取組を進めていきます。

(1) 推進体制

県内の市町村、スーパーなどの企業や生協・農協などの団体に構成する「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を設置します。今後は、さらに幅広い業種の参加を促進し、ワンウェイプラ削減の具体的方策を検討していきます。

また、これまで募集していたプラごみゼロ宣言賛同企業等についても、引き続き賛同者数を増やしていきます。

(2) 具体的な取組

実行委員会の参加者や県民を対象とした「ワンウェイプラ削減フォーラム」を開催し、市町村、団体、企業等の連携を促進していきます。また、実行委員会の参加者の取組実績やワンウェイプラの代替商品の情報等を発信していきます。

2 プラごみの再生利用の推進

最も身近なプラスチックであるペットボトルは、繰り返しリサイクルが可能ですが、分別の不徹底などにより、ペットボトル素材への再生利用実績は12%と低い状況です。

そこで、県は、清涼飲料製造事業者や(一社)全国清涼飲料連合会などの団体、ごみ処理・再生の事業者、市町村と連携した取組を推進することにより、ペットボトルがペットボトルに再生される社会を目指します。

「PETボトルリサイクル年次報告書2019」(PETボトルリサイクル協議会)より

(1) 推進体制

清涼飲料製造事業者、廃棄物処理業者等で構成する「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を2020年3月に設立しました。

(2) 具体的な取組

県、市町村、コンソーシアム参加企業等によるモデル事業として、モデル地域内でのペットボトルの3分別（ボトル本体とラベル・キャップ）等を推奨するとともに、ペットボトルからペットボトルへの再生利用に向けた、回収から処理までの効率的な仕組みづくりを行います。

また、県は、施設内に設置してある自動販売機における3分別を徹底するとともに、再生したペットボトルが利用されるよう、企業・団体や県民のみなさまに働きかけていきます。

3 クリーン活動の拡大等

県は、平成9年に「神奈川県美しい環境づくりのための協議会」を設置し、これまで美化運動や不法投棄対策に取り組んできました。また、県内市町村や（公財）かながわ海岸美化財団等が実施するクリーン活動には、年間約46万人が参加しています。

今後は、こうした地域に根付いたクリーン活動の輪をさらに広げるとともに、監視パトロール等を強化し、不法投棄対策を一層進めていきます。

(1) 推進体制

「神奈川県美しい環境づくりのための協議会」において、企業・団体や市町村と今後の推進方策を検討します。

(2) 具体的な取組

・クリーン活動の拡大

「かながわクリーンアクティブ・フォーラム」を開催し、河川や海岸の清掃活動に、より多くの県民や企業が参加する仕組みづくりを進めます。

・不法投棄対策の推進

ドローンを活用したスカイパトロールを実施し、不法投棄の早期発見・早期回収に努めます。さらに、不法投棄の発見や通報に関する協定を締結した団体・企業等と連携・協力し、ごみを捨てさせないための監視活動や社会の雰囲気づくりを進めます。

4 その他の取組

プラごみゼロ宣言の3つの柱がより効果的に進むよう企業・団体や県民のみなさまへ普及啓発を行うとともに、プラごみ等の実態調査を実施します。

(1) 普及啓発

スポーツイベント等で回収したプラごみを使って作製した作品の展示や動画の広告等により、プラごみゼロ宣言の普及啓発を行います。また、学校、企業等を対象とした出前講座を実施し、地域の環境学習を推進します。

(2) 実態調査

海洋汚染問題への対策を効果的に進めるため、相模湾沿岸に漂着したプラごみの種類やマイクロプラスチック発生源を把握する実態調査を河川や海岸等で行います。

これらの取組を通じ、将来の世代に良好な自然環境を引き継いでいきます。

プラごみゼロ宣言の本文やアクションプログラムの詳細については、県ホームページにて公開しています。<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html>



神奈川県における2050年脱炭素社会の実現に向けた取組について

神奈川県環境農政局環境部環境計画課

1 2050年脱炭素化を巡る動き

近年の地球温暖化の状況を踏まえて、2015年12月フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においてパリ協定が締結されました。この中で、今世紀末までに地球の平均気温の上昇を2 未満にするために、各国が取組を進めるとともに、1.5 以内に抑えるよう努力することが求められています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、今世紀末までに地球の平均気温の上昇を1.5 以内に抑えるためには、2050年までに脱炭素化（二酸化炭素排出実質ゼロ：二酸化炭素の排出量と吸収量が均衡している状態）する必要があると言われており、現在、120か国（2020年7月15日確認）が、2050年の脱炭素社会の実現を目指すことを表明しています。

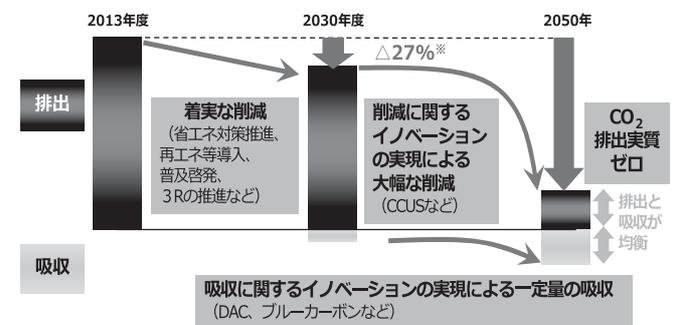
日本では、今世紀後半のできる限り早い時期に実現することを目指していますが、県では、2019年11月に、国に先んじて「2050年脱炭素社会の実現」を目指すことを表明し、同年12月にスペインで開催されたCOP25の場においても、アピールを行いました。また、2020年2月に発表した「かながわ気候非常事態宣言」においても、未来のいのちを守る取組として、「2050年脱炭素社会の実現」を位置付けています。

産業界においても、各企業・関連団体における2050年の脱炭素化に向けた計画等の公表や、2050年までに企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す「RE100」に賛同する国内企業も増えてきています。

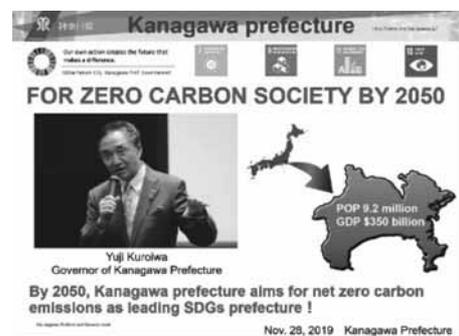
しかし、この脱炭素社会の実現に向けては、これまで行ってきた取組だけで到達できるものではなく、温室効果ガス排出削減等のための新たな技術が不可欠であり、できる限り早期に技術革新（イノベーション）を起こし、実装していくことが必要です。このために、国では、2020年1月に「革新的環境イノベーション戦略」を策定し、企業と連携して脱炭素化に資する新たな技術の開発・普及に向けた取組を進めることとしています。

2050年の脱炭素社会は、会員企業の皆様を始め、様々な方々の御協力無くして実現することはできません。現在の新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、次の2でお示しする脱炭素化に向けた県の取組を参考に、各企業の活動に沿った取組を可能な範囲で進めていただきますよう、強くお願いいたします。

CCUS（二酸化炭素の分離回収・再利用・貯留）や、DAC（大気中二酸化炭素の直接吸収）、CO₂フリー水素の活用など



脱炭素化



COP25で展示されたメッセージボード

2 神奈川県的主要な取組

(1) 再エネ100宣言 RE Action

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの導入・利用を進める必要がありますが、太陽光発電設備等による自らの導入が難しい場合は、活動に必要な電力を再生可能エネルギーで調達するという方法もあり、THE Climate Groupが運用する「RE100」のような大企業を中心とした、国際的な動きが広がってきています。

一方、「RE100」の対象とならない、中小企業や官公庁に対しては、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)やグリーン購入ネットワーク(GPN)など4団体が、「再エネ100宣言 RE Action」(以下「再エネ100宣言」という。)の枠組みを立ち上げました。

この「再エネ100宣言」は、参加団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進するものです。2020年7月15日現在、69団体(うち県内6団体)が参加しており、県も同年2月に参加し、2050年までに、全ての県有施設で使用する電力を再エネ100%とすることを目指しています。

また、県では、自らの率先実行と併せて県内企業等の皆様に「再エネ100宣言」への参加を促す「アンバサダー」としても活動を行っています。近年では、気候変動に対する行動が、企業価値の向上にも繋がってきており、「再エネ100宣言」は、その行動の一つの選択肢となると考えられます。

会員企業の皆様におかれましては、「再エネ100宣言」への参加について積極的に御検討いただき、共に2050年脱炭素社会の実現を目指していただきたいと思います。

(2) アクア de パワーかながわ

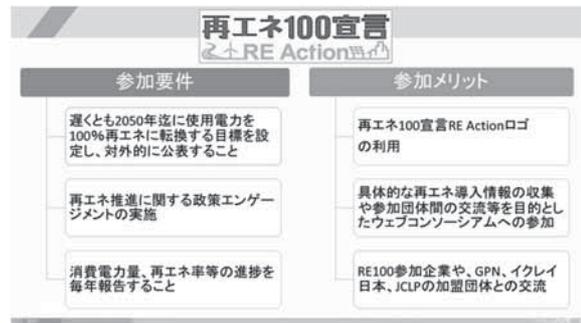
2019年12月に県と企業庁、東京電力エナジーパートナー(株)は、県内11箇所の県営水力発電所が持っている電気的环境価値を活用して、再生可能エネルギーの地産地消、県内企業の二酸化炭素排出量の削減及び県の環境施策を推進するため、「アクアdeパワーかながわ」に関する協定を締結しました。

水力発電は発電時に二酸化炭素を排出しないため、東京電力エナジーパートナー(株)が環境価値(プレミアム価格)を含んだ電力「アクアdeパワーかながわ」を販売することで、電力を使用する県内事業者の皆様の二酸化炭素量の削減に寄与しようというものです。

また、事業者の皆様からお支払いいただく電気料金を通じて、県の環境施策のうち、喫緊の課題となっている気候変動問題への対策に活用させていただきます。

(主な活用事業)

- 気候変動・再生可能エネルギーに関する学習の推進
- 気候変動に関する情報収集・分析
- 気候変動適応技術に関する調査・研究



再エネ100宣言参加要件とメリット



「アクアdeパワーかながわ」のしくみ



事務局からのお知らせ



お知らせその1 内部監査員養成などお手伝いをしています

定例開催によるISO14001内部監査員の養成

2020年度ISO14001内部環境監査員養成研修会を去る7月16日、17日の2日間で開催いたしました。

受講者は計11名、会場は横浜の大さん橋が見渡せる波止場会館、感染症対策をしての初めての開催となりました。会場内ではソーシャルディスタンスを確保し、体温測定や手指消毒の徹底またこまめな換気などの対策をとって実施いたしました。環境保全アドバイザーのお二人に講師をつとめていただき、ご参加の皆様のご協力のもと、無事に終了することが出来ました。



講師を派遣して行うISO14001内部監査員の養成

協議会では年間を通じ、環境保全アドバイザーをご要望のある会員企業様へ派遣する「出前講座（有料）」を実施しております。ご希望に合わせた研修内容を組み立てるなどの対応が可能ですのでお気軽に事務局までご相談ください。

【2019年度の実績（一部）】

日産車体(株)様

(株)オハラ様

日産自動車(株)追浜工場様

(株)神戸製鋼所藤沢事業所様

ISO14001内部監査員養成研修会の実施

全従業員向けISO14001:2015年版教育の実施

従業員向け環境研修会（環境担当職制等対象）

事業所における適用法令解説と内部監査員フォローアップ研修会の実施

お知らせその2 ホームページやメールで情報発信をしています

協議会では、行政情報や技術情報、また主催事業のご案内など会員の皆様に役立つ情報を随時発信しています。ホームページに掲載した様々な情報を「窓口となる担当者様」宛にメールを差し上げていますが、会議や研修会などの開催が厳しい中で、スピーディに情報を提供するにはメールが不可欠と思っております。

是非この機会に「会員メーリングリストの活用」のために「メール登録」にご協力くださいますようお願いいたします。同一事業所から複数登録することも可能ですので、関係部署の方も是非ご活用ください。



お知らせその3 会員の皆様の取組を紹介しています

会員の皆様の情報を是非、お寄せください。ホームページや会報誌の紙面を活用し、是非わが社の技術を広く展開したい、などあればご活用ください。会員間での情報共有のため、自社での取組を積極的にアピールしてみませんか？

例として ... ・新技術紹介

(新しい製品、装置の開発やシステム、関連技術情報など紹介)

・自社の自慢できる取組み紹介など...

(模範的、先進的な取組み紹介)

・会社や事業所などのPR情報など...

(わが社の事業概要のアピールなど)



お問合せ先：協議会事務局 ☎ (045) 210-8727

E-mail：shinkankyō@eagle.ocn.ne.jp



わがお国自慢 ～山口県・周防大島町～



(記 東ソー(株)東京研究センター 藤本浩一氏)

私の出身地は、周防大島町です。山口県東南部の瀬戸内海に位置する島です。

中心の屋代島は、淡路島、小豆島に続く大きさで、その形から、金魚島と呼ばれており、大島瀬戸に架かる大島大橋が主な交通手段です。

気候は温暖で穏やかな町なのですが、2018年には、スーパーボランティアの活躍と、富田林の脱走犯の滞在、貨物船の大島大橋への激突でも話題になり、暮れには某テレビ局の電動バイクの一行が一周しました。

戦後6万人を超える人口も、現在は1万7千人で、高齢化率は52.9%ですが、元気な方が多く長寿の島として有名です。

かつてはハワイへの移民も多くカウアイ島と姉妹島です。夏場の土曜の夕方には道の駅でフラダンスがあります。

島には、商船高専と周防大島高校があり、周防大島高校の前身の久賀(くか)高校は1962年春と1999年夏に甲子園に出場しました。

島の周囲では、キス、コチ、アジ、ヒラメ、太刀魚など多様な魚が釣れます。大島瀬戸は流れが早く鯛の好漁場です。

少年時代には、自宅から海水パンツに昼のおにぎり、釣竿と魚籠を抱えて河口まで歩き、ゴカイを捕まえて海岸伝いに釣りながら泳ぎながら遊んで帰宅すれば夕食のおかずになることもあり、冬場には瀬戸貝があります。我が家では、正月の雑煮には必ず瀬戸貝が入っていました。

周防大島南沖に日本最大級のニホンアワサンゴの群生地が確認されました。スナメリも生息しています。

歴史は古く、縄文土器の出土もあり、古事記や万葉集にも登場しています。食糧不足には、さつまいも栽培で対応し、芋喰い島と呼ばれたこともあります。幼少期の祖母の昼ごはんが芋茶粥ということがよくありました。

島は、みかん栽培が盛んです。私も小学校頃から「おいこ」を背負って収穫したみかんを自宅の倉庫まで運びました。その頃は普通温州みかんで、早めに収穫し倉庫で追熟させていました。大学受験のころには倉庫で規格外の大きなよく熟れたみかんを夜食代わりに物色していました。

みかん作りは今も細々と行っていて、当時とは異なる極早生の品種を育てています。実家は明治20年築の古民家なので、実家の管理とみかんの世話を兼ねて2～3ヶ月に一度帰省しています。ほとんど木なりですが、それでも毎年健気に実をつけてくれます。

一度、夏場に追肥をしたところ、秋の収穫時期にほとんど実ができなかった大失敗があります。

周防大島では、みかんがまるごと入ったみかん鍋があり、変わり鍋として定着しつつあるようです。みかんラーメン、みかん胡椒の他、太刀魚の鏡盛りなどは見た目にも映えるし味もよしです。

きれいな夕日を眺めながらのんびりと自然を感じてみてはいかがでしょうか？





会員の皆様には日頃から“しんかんきょう”をお読みいただきありがとうございます。

当会報誌は年1回の発行となりますが、引き続きご愛読くださいますようお願い申し上げます。

今号の表紙写真は、元協議会理事の毎田正雄氏撮影の「ヒマワリ畑」ですが、コロナ禍の中、先の見えない状況が続きますが、太陽に向かって一生懸命に咲くこのヒマワリのように、少しでも上を向いていきたいものです。会員の皆様にも日々様々なご苦労があるかと思いますが、このような状況においても少しでも皆様のお役に立てる情報提供を継続していきたいと思っております。

先のページでもご紹介いたしました、先日「ISO14001監査員養成研修会」を開催しました。

首都圏を中心にコロナ感染が広がっている中で、不安もありましたが、無事開催することができました。ウィズコロナ、新しい生活様式...などと言っても、今までのおとりとはいかない慣れない感覚に些か戸惑っております。マスクを着けての生活が日常になりますが、これから増す暑さとの戦い、熱中症などに気をつけて、何とか乗り切っていきましょう！

(協議会事務局)



広報委員会

- 委員長 ソニー(株)厚木テクノロジーセンター
副委員長 市光工業(株)伊勢原製造所
委員 富士フイルム(株)材料生産本部
委員 三菱ケミカル(株)平塚工場
委員 (株)オカムラ追浜事業所
委員 J X 金属(株)倉見工場
委員 三菱ケミカルハイテクニカ(株)
小田原テクノセンター
委員 (株)日立製作所ITプロダクツ統括本部

会報 しんかんきょう144号

- 発行年月日 2020年8月
発行人兼 公益社団法人神奈川県環境保全協議会
編集責任者 会長 小幡 泰彦
横浜市中区日本大通1
(神奈川県環境農政局内)
電話 (045) 210 - 8727
E-mail : shinkankyō@eagle.ocn.ne.jp
ホームページ : <http://www.shinkankyō.or.jp>
編集協力 (株)さんこうどう(<https://www.sankodo.net>)
製作・印刷 電話 (0466)27 - 2511

わたしたちの環境保全活動

油や化学物質の漏洩事故を未然に防ぎ、有事の際は必要となる対策資材を迅速にお届けします。
環境保全に全力で取り組み、お客様の活動をサポートします。

エーシー ACライト®

路面の油、水、その他の液体吸着材



交通事故等で路面に流出した
有害液体の拡散防止と回収に

- 路面凹部の油も吸着
- 散布しても車、自転車などのスリップは増えません。

スミレイ®

油だけ吸着する浮遊活性炭化物



スミレイオイルフェンス

- 小型軽量 少人数で設置できます。

スミレイオイルマット

- 水を吸わず、油だけを強力に吸い込みます。

安心の **アシッドテープ** AC-id TAPE

万全の **バシッドテープ** BAS-id TAPE

配管からの **酸 アルカリ** 気液漏洩を検知し、事故を未然に防ぎます。

目の届かない處も
見つけやすい！



- ・漏洩の懸念のある個所に予め巻いておくと、漏れたときに変色して検知できます。
- ・どんな形状部にも自在に巻くことができます。
- ・固定は引っ張り切った末端を押し付けるだけ。
接着剤・留め具一切不要。布同士の自着性を
利用して緩みません。何度でも巻き直せます。
- ・新開発の機能性材料により耐久性抜群。
屋外吹きさらしでも半年～数年以上。

紫外線や温度変化に強く
屋外でも使用可能！

新製品



寸法：幅25mm×長さ10m

使用例
(フランジ・バルブ・点検部等)

使い方

1. 巻く
2. 引っ張り切る
3. 押し付ける



品名	適応化学物質	色変化
アシッドテープ AC-id TAPE	酸 (pH<2) 塩酸・硫酸・硝酸等の無機酸、酢酸・酢酸等の有機酸、 亜硫酸ガスなど	赤茶 → 白・黄色
バシッドテープ BAS-id TAPE	アルカリ・その他危険な気液 苛性ソーダ・アンモニア(気液)・過酸化水素・ 次亜塩素酸Na・硫化水素ガスなど	薄緑 → 青紫・黒



硫酸



アンモニア



次亜塩素酸Na

谷口商会株式会社

TEL: 086-296-5906 FAX: 086-296-6507

谷口商会

検索

<https://www.taniguti.co.jp/>
E-mail info@taniguti.co.jp



SINCE 1974
CLEAN PRODUCTS®



www.miyama.net



総合環境企業

ミヤマ株式会社

本社／長野市稲里一丁目5番地3 TEL.026-285-4166(代)
横浜営業所／横浜市中区住吉町2丁目24番地2 住吉24ビル702号
TEL.045-210-0150 FAX.045-210-0151
E-mailアドレス／yokohama_branch@miyama.net